

# 令和7年度就学援助制度の認定の目安

就学援助費の申請理由が「⑥収入が少ない等、学校での費用にお困りの方」の場合

対象となる方のうち「⑥収入が少ない等、学校での費用にお困りの方」での認定については、ご家族の人数や年齢により基準額が変わります。

ご家族全員の前年所得の合計が、おおむね次の基準額以下の場合に認定されます。（なお所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、または確定申告書の「所得金額合計」金額になります。）

あくまでも目安ですので、詳細は学校教育課にお問い合わせください。

世帯人数	世帯構成（年齢）	前年中の世帯総所得金額	前年の収入額
2人	母(38) 子(小)	約243万円	約359万円
	父(41) 子(中)	約257万円	約376万円
3人	父(41) 母(38) 子(小)	約310万円	約443万円
	父(41) 母(38) 子(中)	約327万円	約464万円
	母(38) 子(小・小)	約316万円	約450万円
4人	父(41) 母(38) 子(小・小)	約376万円	約525万円
	父(41) 母(38) 子(中・小)	約394万円	約548万円
	父(41) 母(38) 子(中・中)	約410万円	約568万円
5人	父(41) 母(38) 子(中・小・小)	約457万円	約626万円
	父(41) 母(38) 子(中・中・小)	約475万円	約649万円
6人	祖母(65) 父(41) 母(38) 子(中・小・小)	約515万円	約694万円
	祖母(65) 父(41) 母(38) 子(中・中・小)	約530万円	約711万円

※（ ）内の数字は年齢、小は小学生、中は中学生。

※「社会保険料等」の金額を30万円と設定して計算したものです。

※目安の金額は、世帯構成・年齢や各控除額の状況により異なります。

※給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が目安になります。